

感染症による出席停止について

本校は、学校教育活動を通じて伝染及び流行する可能性が高い疾患の感染防止に努めています。生徒が感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき、出席停止の措置をとります。

出席停止とする主な感染症

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、風疹、
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、流行性角結膜炎、水痘(みずぼうそう)、
咽頭結膜熱(プール熱)、結核、マイコプラズマ肺炎、
感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症)、
溶連菌感染症(しょうこう熱)

その他の出席停止とする感染症については本校にお問い合わせください。感染症に罹患もしくは罹患した疑いがある場合、以下の手続きを取ってください。

- (1) 医療機関で受診し、医師の診断結果を学校に報告してください。
- (2) 医師の指示に従い、病院もしくは自宅で療養してください。
- (3) 必ず医師の許可を得てから登校してください。
- (4) 受診されました医師の診断および指示のもと、本校が指定する「感染症(出席停止)報告書」を提出してください。それをもって、該当期間を出席停止の扱いとします。その際、薬の説明書または診断書等のコピーの添付が必要となります。

「感染症(出席停止)報告書」については、報告書(PDFファイル)からダウンロードすることができます。